



育児・介護休業法の改正について（令和7年10月～）

令和6年5月31日に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が公布され、令和7年4月と同年10月より段階的に施行されています。今回は、令和7年10月の施行内容について解説いたします。

1 柔軟な働き方を実現するための措置等

(1) 育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

- ・事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下①～⑤の選択して講ずべき措置の中から、2つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。
- ・労働者は、事業主が講じた措置の中から1つを選択して利用することができます。
- ・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。



〈選択して講ずべき措置〉

① 始業時刻等の変更	次のいずれかの措置（一日の所定労働時間を変更しない） ・フレックスタイム制 ・始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）
② テレワーク（10日以上/月）※	一日の所定労働時間を変更せず、月に10日以上利用できるもの
③ 保育施設の設置運営等	保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与をするもの （ベビーシッターの手配および費用負担など）
④ 就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇（養育両立支援休暇）の付与（10日以上/年）※	一日の所定労働時間を変更せず、年に10日以上取得できるもの
⑤ 短時間勤務制度	一日の所定労働時間を原則6時間とする措置を含むもの

(2) 柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向確認

3歳未満の子を養育する労働者に対して、子が3歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として(1)で選択した制度（対象措置）に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が3歳の誕生日から1ヵ月前までの1年間 (1歳11ヵ月に達する日の翌々日から2歳11ヵ月に達する日の翌日まで)
周知事項	① 事業主が(1)で選択した対象措置（2つ以上）の内容 ② 対象措置の申出先 ③ 所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	① 面談 ② 書面交付 ③ FAX ④ 電子メール等 のいずれか

POINT

同じ企業内において、職種により始業終業時刻の変更ができない・テレワークができないといったことも想定されます。「柔軟な働き方を実現するための措置」については、企業単位で2つ措置するのではなく、業務の性質又は業務の実施体制に照らして、事業所単位や事業所内のライン単位、職種ごとに措置することも認められます。

※ 原則、時間単位で取得可とする必要があります。

2 仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

(1) 妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取

事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た時と、労働者の子が3歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	①労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が3歳の誕生日から1ヵ月前までの1年間 (1歳11ヵ月に達する日の翌々日から2歳11ヵ月に達する日の翌日まで)
聴取内容	①勤務時間帯（始業および終業の時刻） ②勤務地（就業の場所） ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業の条件（業務量、労働条件の見直し等）
意向聴取の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか

(2) 聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、(1)により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

具体的な配慮の例

- ✓ 勤務時間帯、勤務地にかかる配置・両立支援制度等の利用期間等の見直し
- ✓ 業務量の調整・労働条件の見直し等



POINT

令和3年の改正では、育児休業制度等の周知と利用の意向確認に留まっていたのに対し、今回の改正では、労働者の仕事と育児の両立に関する意向について個別に聴取し、その意向に配慮することが求められます。

〈参考文献等〉

- ・厚生労働省「育児・介護休業法改正ポイントのご案内 令和7（2025）年4月1日から段階的に施行」（2024）
- ・令和6年改正育児・介護休業法に関するQ&A（令和7年9月24日時点）<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001567572.pdf>（参照 2025/10/10）

発行元



辻・本郷 社会保険労務士法人
HONGO TSUJI HR CONSULTING

新宿HR事務所：〒160-0022 東京都新宿区新宿 3-1-1 世界堂ビル 7 階

TEL：03-5361-8061（代表）

TH letter for HR 担当：鈴木・須賀・四方田

当法人の詳細
お問い合わせ



スマホで
読み取り
または
クリック！

